

(様式1)
 審査基準(申請に対する処分関係)

		担当課	医療対策課	検索番号	2 - 1
法令名	救急病院等を定める省令	根拠条項	2		
許認可等	救急業務に関する協力申出の認定				
<p>(根拠規定)</p> <p>○救急病院等を定める省令(昭和39年2月20日厚生省令第8号)</p> <p>(医療機関)</p> <p>第一条 消防法(昭和二十三年法律第百八十六号)第二条第九項に規定する救急隊により搬送される傷病者に関する医療を担当する医療機関は、次の基準に該当する病院又は診療所であつて、都道府県知事が、医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第三十条の三第一項に規定する医療計画の内容(以下「医療計画の内容」という。)当該病院又は診療所の所在する地域における救急業務の対象となる傷病者の発生状況等を勘案して必要と認定したもの(以下「救急病院」又は「救急診療所」という。)とする。ただし、疾病又は負傷の程度が軽易であると診断された傷病者及び直ちに応急的な診療を受ける必要があると認められた傷病者に関する医療を担当する医療機関は、病院又は診療所とする。</p> <p>一 救急医療について相当の知識及び経験を有する医師が常時診療に従事していること。</p> <p>二 エックス線装置、心電計、輸血及び輸液のための設備その他救急医療を行うために必要な施設及び設備を有すること。</p> <p>三 救急隊による傷病者の搬送に容易な場所に所在し、かつ、傷病者の搬入に適した構造設備を有すること。</p> <p>四 救急医療を要する傷病者のための専用病床又は当該傷病者のために優先的に使用される病床を有すること。</p> <p>2 前項の認定は、当該認定の日から起算して三年を経過した日に、その効力を失う。</p> <p>(告示)</p> <p>第二条 都道府県知事は、前条第一項の申出があつた病院又は診療所であつて、同項各号に該当し、かつ、医療計画の内容、当該病院又は診療所の所在する地域における救急業務の対象となる傷病者の発生状況等を勘案して必要と認定したものについて、救急病院又は救急診療所である旨、その名称及び所在地並びに当該認定が効力を有する期限を告示するものとする。</p> <p>2 都道府県知事は、救急病院又は救急診療所が前条第一項各号に該当しなくなつたとき又は同項の申出が撤回されたときは、その旨並びにその名称及び所在地を告示するものとする。</p> <p>(許認可等の基準)</p> <p>○救急病院等を定める省令(昭和39年2月20日厚生省令第8号)</p> <p>(医療機関)</p> <p>第一条 消防法(昭和二十三年法律第百八十六号)第二条第九項に規定する救急隊により搬送される傷病者に関する医療を担当する医療機関は、次の基準に該当する病院又は診療所であつて、都道府県知事が、医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第三十条の三第一項に規定する医療計画の内容(以下「医療計画の内容」という。)当該病院又は診療所の所在する地域における救急業務の対象となる傷病者の発生状況等を勘案して必要と認定したもの(以下「救急病院」又は「救急診療所」という。)とする。ただし、疾病又は負傷の程度が軽易で</p>					

(様式1)
審査基準(申請に対する処分関係)

(許認可等の基準) 続き

あると診断された傷病者及び直ちに応急的な診療を受ける必要があると認められた傷病者に
関する医療を担当する医療機関は、病院又は診療所とする。

- 一 救急医療について相当の知識及び経験を有する医師が常時診療に従事していること。
- 二 エックス線装置、心電計、輸血及び輸液のための設備その他救急医療を行うために必要な
施設及び設備を有すること。
- 三 救急隊による傷病者の搬送に容易な場所に所在し、かつ、傷病者の搬入に適した構造設備
を有すること。
- 四 救急医療を要する傷病者のための専用病床又は当該傷病者のために優先的に使用される
病床を有すること。

○救急病院等を定める省令の運用について

(平成16年3月1日付け15保第792号保健福祉部長通知)

- ・救急業務協力申出取扱要領

(審査)

第4条 病院・診療所からの申出を受理した保健所長は、必要に応じて現地調査を行い、別表1
「救急病院・救急診療所審査基準(以下「審査基準」という。)」により申出内容を審査する。

(関係者の意見聴取)

第5条 保健所長は前条の規定による審査を行うに当たり、別記様式第2号、別記様式第3号及
び別記様式第4号により、申出のあった病院・診療所の所在する市町村を管轄する消防機関の
長、警察署長及び郡市医師会長の意見を聴取する。

(進達)

第6条 保健所長が知事に進達するときは、申出書に別記様式第5号による審査結果を添付する
とともに、消防機関の長、警察署長及び郡市医師会長の意見書を添付する。

(認定)

第7条 知事は、保健所長から進達された申出書の内容が審査基準を満たし、かつ当該申出病院・
診療所の所在する地域の傷病者の発生状況等を勘案して、必要と認められる場合は、当該申出
を認定する。

(更新の申出)

第10条 保健所長は、救急病院・救急診療所に対し、有効期間満了2ヵ月前に更新を行うかどう
かの意思確認を行うとともに、更新の申出は、有効期間満了1ヵ月前までに行うよう指導する。

(様式1)
 審査基準(申請に対する処分関係)

別表1		救急病院・救急診療所審査基準
救急病院等を定める省令 第1条第1項		基準等
第1号	救急医療について相当の知識及び経験を有する医師が常時診療に従事していること	<p>救急医療について相当の知識及び経験を有する医師とは、救急蘇生法、呼吸循環管理、意識障害の鑑別、緊急手術要否の判断、緊急検査データの評価、救急医薬品の使用等についての相当の知識及び経験を有する医師をいうものであり、具体的審査に当たっては、原則として救急病院・救急診療所等で十分な救急業務経験(概ね2年以上、ただし臨床研修経験を除く。)があるものであること。</p> <p>常時診療に従事するとは、医師が病院又は診療所において常駐し、搬入された傷病者の診療を速やかに行いうる状態にあることを原則とすること。</p> <p>なお、搬入された傷病者の診療を速やかに行いうることを前提として、施設構内又は近接した自宅等において待機の状態にあることもこれに含まれるものであること。</p>
第2号	エックス線装置、心電計、輸血及び輸液のための設備その他救急医療を行うために必要な施設及び設備を有すること	<p>エックス線装置とは、透視及び直接撮影の用に供しうる装置とし、輸血及び輸液のための設備とは、輸血のための血液検査に必要な機械器具を含むものであり、輸液ポンプ、血球係数装置、血液交差試験用機器等をいうものであること。</p> <p>その他前号の医療を行うために必要な施設及び設備とは、除細動器、酸素呼入装置、人工呼吸器等であること。</p> <p>なお、外科等を標榜する病院については、医療法上手術室が必要であること。</p>
第3号	救急隊による傷病者の搬送に容易な場所に所在し、かつ、傷病者の搬入に適した構造設備を有すること	<p>傷病者の搬送に容易な場所に所在するとは、救急車が通行可能な道路に面している等救急車による搬送が容易な場所に所在することであり、また、傷病者の搬入に適した構造設備とは、病院又は診療所内において傷病者を担架等により容易に運ぶことのできる構造設備を意味するものであること。</p>
第4号	救急医療を要する傷病者のための専用病床又は当該傷病者のために優先的に使用される病床を有すること	<p>専用病床とはいわゆる救急病室の病床等、専ら救急患者のために使用される病床であり、優先的に使用される病床を有するとは、専用病床は有していないが、救急患者のために一定数の病床が確保されている状態を意味するものであること。</p> <p>なお、この規定は、通常、救急隊により搬入された傷病者を、実際に収容し得ることを期待するものであることから、通常、入院患者が許可病床数等を超えているか否かは、保健所長が審査時に確認し、意見書に明記すること。</p>